

平成 28 年度 事業計画

社会福祉法人 音更晩成園

平成 28 年度は障害福祉計画の第 4 期計画（平成 27 年度～29 年度）の中間年であるが、実施 1 年を経過する中で、その目標である地域生活者の増加（目標 +11,469 人）と施設入所者の削減（目標 -2,855 人）、あるいは施設利用者の一般就労への移行等、成果目標に対する進捗状況の把握と実態を注視しつつ、本法人の施設整備と職員人材確保・育成に向け展開していくこととなる。

また、社会福祉法人制度改革（社会福祉法改正）の実施に対応するため、組織のガバナンス強化や事業運営の透明性向上を図るとともに、社会福祉法人の責務として地域における公益的な活動に取り組むため、地域協議会等を通じ地域のニーズを適切に把握していくことが重要である。

一方、今年度より施行される『障害者差別解消法』による合理的配慮は、今のところ行政機関を除いて努力義務としているが、福祉事業者向けガイドライン等を参考として従前にも増して、障がいのある方の人権擁護に積極的に取り組んでいくものとする。

なお、具体的な推進項目は以下のとおりである。

①社会福祉法人制度改革（社会福祉法改正）への対応

- ・経営組織の在り方の見直し（ガバナンス強化）
- ・事業運営の透明性の向上
- ・財務規律の強化（適性かつ公正な支出管理）
- ・地域における公益的な取り組みを実施する責務
- ・内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

* 定款変更、新制度による理事会・評議員会・監事の役割、チェック機能の強化

* 経営情報の開示（現況報告・法人 HP・経営協 HP）

* コンプライアンスの徹底～倫理・関係法令等の理解と遵守

* 税理士法人会計事務所との顧問契約による指導・相談～適正な会計処理・税務相談

②中長期計画による施設整備

- ・晩成学園・緑陽荘改築（平成 30 年度予定）に向けた取り組みの推進

③利用者の人権尊重・擁護

- ・プライバシー、個人情報の保護
- ・虐待や財産・権利侵害防止

④職員処遇・育成の向上と人材確保

- ・社会保険労務士行政書士事務所との顧問契約による相談～労務管理の強化
- ・特定個人情報の適正な取り扱い
- ・ストレスチェックの実施
- ・職員定着に向けたエルダー制度の充実
- ・サービス管理責任者・強度行動障害支援者研修修了者の増員とその他各種資格取得へのさらなる推進

⑤社会貢献に向けた取り組みの推進

- ・地域協議会等と相談支援専門員との連携強化
- ・地域におけるニーズへの積極的な取り組みと貢献

晩成学園支援事業計画

平成25年に障害者総合支援法が施行され3年が経過し、28年度に向けて様々な部分で改正や見直しが検討され、その基本的な考え方として、

1. 「新たな地域生活の展開」
2. 「障がい者のニーズに対するよりきめ細やかな対応」
3. 「質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備」の3つの柱とされています。

その中でも、特に「意思決定支援」が重視されています。よく「利用者本位」という言葉が使われていますが、利用者本位とは本人の意思で選択や決定する事を意味します。また4月より『障害者差別解消法』『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』が施行される事を真摯に受け止め、より一層、個人の尊厳と権利擁護を意識した職員・組織作りを図っていきます。

入所施設に対するニーズも時代の変化と共に、高齢者、触法者、生活困窮者、強度行動障害の方達が主となってきています。

時代のニーズに対応していく為には、将来を見据えた、中・長期的な計画を立て遂行していく必要があり、今年度については以下の事項について重点的に取り組んでいきます。

重度・高齢化している現状を踏まえ、利用者個々の状態やニーズに応じたハード・ソフト面の対応を図っていきます。

高齢者では認知症、また強度行動障害の利用者については専門的な知識不足を含めて対応に苦慮している部分も否めません。

当事業所としては、職員一人一人のスキルを上げていけるよう、施設内研修を始め、各種研修会、地域で行われる講座等に積極的に参加していき、より専門性を高め、利用者支援に活かせるよう努めていきます。

施設の老朽化とともに利用者の方達の重度・高齢化に対応し、安全で安心して生活して頂くためにも、施設整備は急務の課題であり、法人全体の20年、30年先の将来も見据えた計画を法人内全事業所と協力しながら推進していきます。

公共性の高いとされる社会福祉施設として、各関係機関との協力体制を図り、シームレスな利用者支援に努めていきます。

また、地域社会との連携や地域貢献にもより一層努めていきます。

特定相談支援事業所として、利用者・保護者のニーズに合わせたサービス等利用計画を作成し、継続的かつ計画的な福祉サービスの利用につながるよう努めていきます。

音更晩成園創立以来、法人の農耕地にて農作物を育成し、利用者の日中活動の提供に努めて来ましたが、上記にも記載しましたように、重度・高齢化により農作業に携われる方達やその時間も年々減少しています。しかし収穫等ほんの少しでも携わる事で生き甲斐にも繋がっており、それらを改善していくために、農機具等を改善し、機械化できる部分は機械化していき、利用者負担の軽減と作業の効率化、更に収益性を上げ利用者への還元金を継続していけるよう努めていきます。

28年度については、上記に記載しました事項に重点をおき、利用者一人一人が安心・安全・幸せに生活出来る様、職員一丸となって努めていきます。

【基本方針】

- I. 基本的人権を尊重し、その自己実現を図れるよう努めます。
- II. 個々の人格や個性を尊重し、社会参加と交流を図れるよう努めます。
- III. 職員は常に専門的な知識と技術の研鑽に努め、利用者の心身の安定と健康の維持に努めます。

【支援方針】

1. 支援態勢と日中活動の充実

- ① 施設入所・通所共により個々のニーズや特性に適した支援を行い、また、よりきめ細かなサービスを利用者の方に提供出来るよう、ニーズや特性に合わせた活動を設定し取り組んでいきます。
- ② より一層充実したサービスを提供していくため、支援課内の協力体制を図り、支援の向上に努めていきます。
- ③ 障がいの多様化に 대응する為、特に強度行動障害については、強度行動障害支援者養成研修の受講が必須条件となり、時代に即したスキルが必要とされており、知識・支援方法を各種研修会や強度行動障害支援者養成研修等に参加し、職員一同スキルアップを図っていきます。
- ④ 人材の育成を図るため、エルダー制度を行い、資質向上を図っていきます。
- ⑤ 重度・高齢化に対応するため、健康寿命を維持できるように日々の活動を通して身体機能の維持を図っていきます。
- ⑥ 機能訓練を取り入れリハビリ等が必要な利用者の残存機能の維持や機能の向上に努め、また個々の状況に合わせた支援を行えるよう取り組んでいきます。
- ⑦ 特定相談支援事業所として、利用者・保護者のニーズに合わせたサービス等利用計画を作成します。職員においても相談支援基礎研修や現任研修を受講すると共に、自立支援協議会主催の相談支援研修会など各種研修会に積極的に参加し専門性を高めていきます。
- ⑧ 利用者から要望の強い、小グループでの道内外旅行を対象利用者の状況やニーズに合わせて今年度も企画し実施します。
- ⑨ サークル活動を定期的実施するとともに、創作活動やレクリエーション、軽運動を積極的に取り入れ日中活動の充実を図ります。また、休日の余暇の充実を図れるよう余暇支援引率や個々のニーズに合わせた引率外出などを実施し、生活の張りにつながるよう努めていきます。

2. 権利擁護・虐待防止

権利擁護・虐待防止部会を中心に利用者の権利擁護に関して取り組んできましたが、今年度より障害者差別解消法が施行される事となり、今年度についても、過去の取り組みを生かすと共に、更なる権利擁護や虐待防止に取り組んでいきます。

- ① 利用者の意思決定を尊重し、障害特性によって意思疎通が困難な方にも多様な意思疎通の方法を活用するなど合理的配慮に努めていきます。
- ② 権利擁護・虐待防止に関する自己チェックを定期的実施します。
- ③ 自己チェックを取りまとめ、また、インシデントやアクシデントについても

分析し、改善すべき点があれば速やかに対応していきます。

- ④ 外部で開催される各種研修会に積極的に参加し専門性を高めます。
- ⑤ 内部研修を実施し、虐待の防止を啓発と普及、望ましい支援のあり方を検討していきます。

利用者の権利擁護を支援の重点として、職員個々の専門性の育成と共に支援技術のスキルアップにも努め、生活介護のみならず日中活動のさらなる充実と利用者の生活の質の向上を目指します。

3. 生活環境の改善

築年数の経過と共に園舎内の老朽化と利用者の重度・高齢化に設備環境の面での対応が難しくなっており、修繕の必要な箇所や備品等の更新の必要性が増加しています。

必要な箇所はその都度改修し対応していますが、将来的には改築する必要性があり、法人全体を含めた20年、30年先を見越した施設設計が行えるよう、法人内全事業所と協力しながら計画性を持って施設改善に努めていきます。

◇10人乗りハイエースの老朽化に伴う更新

◇畑の除草機械のカルチの老朽化に伴い新規購入

4. 医療・給食

利用者の高齢化・重度化にともない、医療や給食の重要性が年々高まっています。

医療に関しては、定期受診、健康診断後の再検査、精密検査、感冒症による通院等、年々通院回数が増えており、各職種間や家庭、状況によっては各関係機関と連携を図りながら対応していきます。

また健康診断及び各種検診により、疾病の早期発見に努め健康に生活出来るよう努めていきます。健康診断については、年2回の健康診断をはじめ、歯科検診、骨粗鬆症検診の実施、女性は乳がん・子宮がん検診を実施し、男性についても一定年齢以上の方を対象に前立腺がんの検診を春の健康診断時に実施します。

感染症予防に関しては、インフルエンザの予防接種等とともに日常的に手洗い・うがいの徹底と園舎内の清掃・消毒を行って行きます。

一定年齢以上の方については、肺炎球菌ワクチンの接種を行い、予防に努めていきます。

年々増加している通院者と共に服薬者も増え、薬の管理に関わる時間も増えており、通院業務など支援課全体で協力体制をとり対応していきます。

給食に関しては、高齢化と共に嚥下機能が低下している利用者、また認知症等により食事の介助頻度も年々増えてきており、個々の利用者の疾病、嚥下、咀嚼に配慮し事故防止に努めるとともに、栄養状態の維持や食生活の向上として、四半期毎の栄養スクリーニング会議や年2回栄養ケア会議を実施し栄養マネジメントの向上を目指します。

毎日の食事が利用者の方の一番の楽しみでもあり、嗜好調査や利用者も参加して毎月実施している給食運営会議での希望を取り入れたバイキングや選択メニューの提供、季節に応じたメニュー作りを行い、毎日の食生活の潤いや楽しみとなるよう努めていきます。

晩成学園 相談支援事業計画

総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等を検討するため「サービス等利用計画」による支給決定が導入され、当法人においても平成24年より特定相談事業所へと事業変更し、本格的にサービス等利用計画を作成してきました。今後もより利用者及び保護者のニーズに合わせた総合的なサービス等利用計画を作成し、継続的かつ計画的な福祉サービスの利用につながるよう努めていく。

I 事業の基本方針

- (1) 利用者・保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立つて行うものとする。
- (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うよう努める。
- (3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるよう努める。
- (4) 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるよう努める。
- (5) 市町村、障がい福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
- (6) 自らのその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていく。

II 重点取り組み計画

1. 障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係わる利用者若しくは保護者、又は地域相談支援の申請に係わる利用者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成していく。
2. 支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係わるサービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成していく。
3. 支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期限内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障がい福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」の見直しを行っていく。
4. 「サービス等利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。
5. 新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定利用者又は地域相談支援給付決定利用者に対し、当該申請の勧奨を行う。

相談の受付	相談支援事業についてよく説明し利用目的の確認を行う。受付に際しては、親切かつ丁寧に対応する。
サービス利用計画書の作成	①利用者及び家族の置かれている状況を把握し、希望する生活・解決すべき課題を把握する。

	<p>②必要な福祉サービス等の種類・内容・量を確認する。</p> <p>③関係機関との調整を図り、サービス利用計画を作成する。</p> <p>④利用者に、サービス利用計画を理解できるよう説明し、同意を得る。</p>
サービス利用計画書作成後のモニタリングの実施	<p>・年1回以上面接を実施し、経過を把握するとともにサービス提供事業者等との調整を図る。</p> <p>・利用者負担額合計額を算定し、利用者並びにサービス提供事業者へ通知する。</p> <p>・必要に応じ、サービス利用計画の変更を行う。</p>

苦情の受付	利用者並びに家族からの苦情を積極的に聴き取り、当事業所及びサービス提供事業者へ適切に伝える。
ご家族に対する支援	利用者の家族とは、入退所時、面会時、電話などで必要に応じて連絡を取り合い、情報交換に努める。

晩成学園 短期入所事業計画

I 事業の基本方針

- (1) 地域で生活されている方の多様化と緊急性に対応するため、定員3名に加え空床型を併用して地域のニーズに対応していく。
- (2) 利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を継続できるよう、一時的に施設に入所することにより、利用者の心身機能の維持・向上、ならびに介護を行う家族等の身体的および精神的負担の軽減を図る。
- (3) 利用者お一人お一人の人間性を尊重し、心身の状況や個性をよく理解し援助を行うように努める。利用者の中には不安や緊張感を抱く方も多く、また、環境の変化により心身に変調をきたすこともあることから、心身の状態の観察には細心の注意を払い、安心して利用していただけるよう適切な援助を行う。
- (4) サービス利用の理由として、介護者やご家族の疾病、冠婚葬祭、出張、休養、旅行などが想定されるが、援助の対象者を利用者本人のみならずご家族も一体として捉えて援助を行うように努める。
- (5) サービスの質の向上と、職員の育成を図るための各種研修会への参加や内部研修を積極的に実施し、その専門性を高めるよう努める。
- (6) 苦情・相談等に対しては、真摯に受け止め、迅速に対応し早期解決・改善に努める。
- (7) 実情に沿った危機管理の充実に努める。

II 重点取り組み計画

1. 利用者の人権と権利を擁護し、個人情報・プライバシーの保護について「職員倫理綱領・行動規範」に基づいた支援に努める。
2. 個人情報保護方針を全職員が自覚し、虐待のない支援を行う。
3. 市町村等関係機関との連携・情報交換等により効果的な活用に努める。
4. 利用者・家族の希望・要望を十分に聴き、ニーズを確認することでそのひとらしい

生活ができるよう努める。

5. 心の安定と健康・身体状況に配慮したサービスに努める。
6. 利用者・家族にサービス内容をわかりやすいよう丁寧に説明し、同意を得る。
7. 全職員が共通認識のもと、サービス提供に努める。
8. 職員の資質・サービスマナーの向上として、助言を受け止め、支援技術の向上に役立てるよう努める。
9. 実情にあった危機管理ができるように利用者の支援情報を共有する。

入所の受入れ	初回の利用については、関係機関および家族と連絡を密にし、必要に応じて訪問調査を行い、利用者のご家族の状況について把握するとともに、短期入所事業について丁寧に説明し利用目的の確認を行う。
--------	--

入所中の生活	日常生活支援、食事・栄養管理等については、指定障害者支援施設（晩成学園）の事業計画に準ずる。
日中活動支援	カリキュラムに沿った活動内容の他、行事など趣味の活動を用意し、利用中の生活が充実できるように努める。
健康管理	健康状態の観察とバイタルチェック（血圧、脈拍、体温の測定）等により、体調変化の早期発見と疾病の予防に努める。必要に応じて服薬を預かり、援助、処置などを行う。また、緊急時には応急処置を行うとともに、協力医療機関、家族と連絡をとり、敏速に対応するように努める。
退所の報告	利用期間中の食事、入浴、排泄状況、日中・夜間の状況、など必要に応じて家族に報告する。
ご家族に対する支援	利用者の家族とは、入退所時、面会時、電話などで必要に応じて連絡を取り合い、情報交換に努める。

緑 陽 荘 事 業 計 画

1 基本方針

障がい者支援施設として、障がいのある方（知的障がい者、要介護者）が、生き甲斐や役割を持って楽しく生活が送れる様、1人ひとりの可能性を大切にした支援を日中活動や夜間支援により提供します。また、利用者・家族に選ばれる施設づくりを目指すと共に、自立と社会活動の参加を促進し、地域社会に開かれた施設運営を目指します。

2 重点目標

- ・施設は利用者の生活の場であることを念頭に置き、集団生活への調和と安全性を配慮しながら、利用者1人ひとりの個性や生活歴を尊重し、生活に楽しみを見出して頂けるよう、できる限り個別の対応を実施します。また、心身の健康と残存機能の保持に努め、穏やかで安定した生活の実現を目指します。
- ・利用者1人ひとりを、かけがえのない存在としてとらえ、障害者虐待防止法・障害者差別解消法の施行に伴う利用者の権利擁護に資する取り組みについて定期的に研修会を開催し職員全体のソフト面でのレベルアップを図ります。

3 具体的取り組み

①支援・介護

・利用者が健康で快適な生活を送ることや充実した内容の日中活動に参加できる様専門性を発揮し、創意工夫された支援を行います。また、利用者への支援や介護への比重が高いことから常に業務内容を見直し、効率化を図るとともに共通理解のもと一貫性のある支援が継続できる様努めます。

・知的障がい者、要介護者への理解を深め、安全で安心できる介護が実践できる様専門技術の習得と向上に努めるとともに、使用する介護用品も機能的で使い心地の良いものを提供できるよう努めます。また、加齢に伴う機能低下がみられているため、専門医の指導を仰ぎながら個々に合った適切な機能訓練を実施します。

②保健・医療

・年2回の健康診断（婦人科検診含む）を実施して、疾病の早期発見と早期治療に努めるとともに、内科・精神科医による往診を通じて、心身の健康管理を行います。また日常の健康管理については基本的なバイタルチェックや口腔ケア、機能訓練などを通して、疾病予防・身体機能の維持に努めます。

・入院などの治療が必要なケースが年々増加しており、スムーズに対応できる様、ご家族・医療機関との連絡調整を行います。

③感染症対策

・感染症対策マニュアルに従って感染症の予防及び蔓延を防げるよう正しい知識や技術の習得に努めます。また、利用者・職員共に基本的な「手洗い・うがい」の励行や施設内の衛生に努めます。

・感染症予防の一環としてインフルエンザ予防接種の実施や65歳以上の利用者には肺炎球菌ワクチンの接種を勧めます。

④食事・栄養

・生活の中で食べることは大きな楽しみの一つです。栄養と嗜好を考え、雰囲気気に気を配り、四季折々に季節感ある食事や行事に伴う特別な献立を提供します。また給食運営会議や嗜好調査を定期的実施し利用者の意見を取り入れながら、健康・体力の維持増進を図ります。また、利用者の栄養・健康状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて栄養ケアマネジメントを実施します。

⑤余暇支援

・生活の活性化を図り、心豊かな時間を過ごしていただくことができるよう様々な余暇支援を実施します。実施にあたっては利用者個々の特性を踏まえると共に、利用者主体の活動となるよう体制を整え、普段の生活とは違う雰囲気を心から楽しんでもらえるよう努めます。

⑥人権擁護と虐待防止

・平成28年4月より障害者差別解消法が施行され、益々利用者の人権擁護に対する関心が高まっています。障がい者の人権を取り巻く関係法令への理解を深められるよう虐待防止事業所部会を中心に定期的に研修会を開催するとともに、業務を振り返りチェックシート等を活用し、質の高いサービスが提供できるよう積極的に取り組みます。

⑦地域社会への貢献

・「共生する社会」の実現や施設利用者の自立を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え、地域に根ざした活動（町内会行事や地域美化運動への参加）を行います。

⑧人材育成と職員の連携

・社会性を強く求められる専門職としてOFF-JTへの積極的な参加や様々な場面を通じたOJTを展開するなど、職員1人ひとりが自己研鑽に励み、人間力を育める職場環境の構築に努めます。また、「ほう・れん・そう」の基本を大切に支援の継続性を高めます。

⑨その他

・事故防止や事故後の適切な対応は福祉施設にとって重要な課題のひとつです。リスクは発生しうるものという前提に立ち、より質の高いサービスが提供できる様、リスクマネジメント体制の強化を図り、迅速な改善策の実行や業務マニュアルの見直しに努めます。

⑩主な施設整備、修繕

- ・食堂椅子の更新
- ・男女和式トイレの改修
- ・空調設備のクリーニング

緑陽荘 短期入所事業計画

□基本方針

1 制度の趣旨に沿って、利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、一時的に施設に入所することにより、利用者の心身機能の維持・向上ならびに利用者家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。

2 利用者一人ひとりの人間性を尊重し、利用者の心身の状況や個性をよく理解し、援助を行うように努めます。利用者の中には環境の変化による不安や緊張感を抱く方も多く、時には心身に不調をきたすこともあるため、安心感を持てるような対応とともに、心身の状態の観察には特に注意を払い、適切な援助を行うよう努めます。

3 サービス利用の理由として、介護者やご家族の疾病、冠婚葬祭、出張、休養、旅行などが多いことから、援助の対象者として利用者と家族を一体として捉えて援助を行うよう努めます。

4 職員の育成、資質・サービスマナーの向上、専門性を高める研修会への参加や園内研修の充実に努めます。

5 苦情、相談等に対しては真摯に受け止め、迅速に対応し早期解決・改善に努めます。

6 実情に沿った危機管理の充実に努めます。

□重点目標

1 利用者の人権と権利を擁護し、個人情報・プライバシーの保護について「職員倫理綱領・行動規範」に基づいた支援に努めます。

2 個人情報保護方針を全職員が自覚し、虐待のない支援を行います。

3 市町村関係機関との連携・情報交換等により効果的な活用に努めます。

4 利用者・家族の希望・要望を十分に聴き、ニーズを確認することでその人らしい生活ができるよう努めます。

5 心の安定と健康・身体状況に配慮したサービスに努めます。

6 利用者・家族にサービス内容をわかりやすく説明し、同意を得ます。

7 全職員が共通認識(情報の共有化)をもってサービス提供に努めます。

入所の受入れ	初回の利用については、関係機関および家族と連絡を密にし、
--------	------------------------------

	必要に応じて訪問調査を行い、利用者のご家族の状況について把握するとともに、短期入所事業について説明し利用目的の確認を行う。
入所中の生活	日常生活支援、食事・栄養管理等については、障がい者支援施設・緑陽荘の事業計画に準ずる。
日中活動支援	カリキュラムに沿った活動内容の他、行事など趣味の活動を用意し、利用中の生活が充実できるように努める。
健康管理	健康状態の観察とバイタルチェック(血圧、脈拍、体温の測定)等により、体調変化の早期発見と疾病の予防に努める。必要に応じて服薬を預かり、援助、処置等を行う。また、緊急時には応急処置を行うとともに、協力医療機関に通報するなど迅速な対応に努める。
退所の報告	利用期間中の食事、入浴、排泄状況、日中・夜間の状況など必要に応じて家族に報告する。
家族に対する支援	利用者の家族とは、入退所時、面会時、電話などで必要に応じて連絡を取り合い、情報交換に努める。

デイセンターばんせい事業計画

平成28年度の我が国経済は、各種政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が更に進展するとともに、交易条件が緩やかに改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる。この結果、平成28年度の国内総生産の実質成長率は1.7%程度、名目成長率は3.1%程度と見込まれる。また、物価については、消費者物価上昇率が1.2%程度、GDPデフレーター上昇率が1.4%程度と見込まれ、デフレ脱却に向け更に前進すると考えられる。

政府としては、これまでのアベノミクスの成果の上に、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」を双方共に更に前進させ、名目GDP600兆円の達成を目標とし、これまでの三本の矢を束ねて一層強化した新たな第一の矢である「希望を生み出す強い経済」の推進に取り組むとともに、その果実を第二、第三の矢である「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」にもつなげることで、新・三本の矢が一体となって成長と分配の好循環を強固なものとしていくとしている。このため、「緊急対策」に取り組むことにより、民間の取組ともあいまって、投資促進・生産性革命の実現や、賃金・最低賃金引き上げを通じた消費の喚起等を推進し、名目GDP600兆円に向けた動きを加速するとともに、デフレ脱却を確実なものとし、足元の景気をしっかり下支えしていきたいと考えを示している。

こうした中、障害福祉サービス関係費は、自立支援給付(障害福祉サービス)として、前年度比+371億円の9,701億円が計上されている。一億総活躍社会の実現に向けて、障害児・者が地域で安心して生活し、それぞれの能力を発揮できるよう、就労移行支援、就労継続支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム等の整備促進を図るとともに、児童発達支援センター等及び小規模な形態による体制の整備を推進し障害児支援を充実するため、70億円が計上されている。また、障害児に対する特性に応じた養育などの確保のため1,458億円が計上されている。

1. 基本方針

障害者福祉施策については、障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しに向け、障害者の地域生活や社会参加に対する更なる支援の充実、障害者のニーズに対するよりきめ細かな対応、質の高いサービスを持続的に提供していくための環境の整備等が求められている。また、障害者の社会参加の推進については、農福連携の推進等を通じて障害者の芸術文化活動に対する支援施策の拡充に向けて文化庁と共同で懇談会を開催するなど、障害者や事業所が芸術文化活動に取り組むためのより一層の環境整備を図っている。このほか、自立支援機器の開発について、障害者のニーズを的確に反映させた使いやすい機器の更なる製品化・普及を促進するため、産・学・障害者・福祉専門職等の知識・技術を結集したシーズ・ニーズマッチングの取組を推進するとしている。

そうした中、当事業所においては、多機能型事業所（生活介護事業・就労継続支援B型事業）として再出発して3年目を迎え、引き続きデイセンターばんせい「基本理念」の下、障害者総合支援法及び関係法令を遵守したサービスの提供と事業の健全かつ安定的な経営に努めていきます。

利用者支援については、利用者の人権・利用者の尊厳・権利の尊重に基づく支援を実施することはもとより、利用者一人ひとりに合った、個別支援計画と職員の基本である支援計画により、適正かつ効率的な支援を行います。

提供サービスの内容として、生活介護事業と就労継続支援B型事業を実施します。

生活介護事業については、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排泄、又は食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の便宜を効果的に行っていきます。また、看護師及び医療担当職員による健康管理・相談等の支援を提供します。

就労継続支援B型事業については、就労を希望する利用者に対して、生産活動その他の活動の機会を提供し、また、一般就労を希望する利用者には、職業訓練を実施し、施設外支援や施設外就労等の機会を提供し、就労に向けた支援を行います。このほか、就労するために必要となる生活上の支援を行います。

2. 具体的取り組み事項

(1) 事業方針

ア. 多機能型共通方針

- ①利用者の満足を高めるために支援内容の充実と向上を図る。
- ②サービス提供職員の資質の向上に努める。
- ③利用者に快適に過ごしてもらえるよう、環境整備に心がける。
- ④福祉教育の一環として、近郊の小学校の児童が体験学習できるように受け入れを行う。

イ. 「生活介護」方針

- ①食事、入浴、排せつ等の介護サービスの充実に努める。
- ②生活支援（余暇活動・創作活動・スポーツ活動等）の充実に努める。
- ③生産活動の機会を提供する。
- ④利用者個々のニーズに対応した個別支援の工夫を図る。
- ⑤看護師及び医療担当職員による健康管理に必要な支援を提供する。

ウ. 「就労継続支援B型」方針

- ①利用者満足を高めるために支援内容の充実と向上を図る。
- ②生産活動に伴う工賃額の向上に努める。
- ③生産活動以外の支援内容の充実を図る。
- ④希望する利用者に施設外支援や施設外就労等の機会を提供し、一般就労に向けた

支援を行う。

(2) 利用者支援について

ア. 多機能型共通

- ①支援マニュアル、各種業務マニュアル等の充実を図り、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努めます。
- ②提供したサービスに関する利用者からの相談や苦情の窓口及び責任者を設置し、要望・苦情等に速やかに対応します。
- ③利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し研修を実施する等の措置を講じます。
- ④利用者の自主性・主体性・選択性を尊重し、本人の持てる力が発揮できるように支援します。また、事業所での「自治会活動」を継続的に支援します。
- ⑤季節ごとの行事や小グループの行事を計画的に実施し、作業一辺倒で終わることのない日中活動の充実に努めます。
- ⑥各種スポーツ（ミニバレーボール・パークゴルフ・アジヤタ）大会出場に向け、練習を通して互いに競い合い、技術の向上を目指す。また、大会出場において日々の練習の成果を発揮し、上位入賞できるように支援します。
- ⑦継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかった場合には職員が居宅を訪問して相談援助を行います。

イ. 生活介護

- ①生活介護事業に求められるサービス内容を踏まえ、利用者のニーズや課題を的確に捉えた上で、個々に合った個別支援計画を作成します。
- ②介護の必要な利用者に対して、人格の尊厳やプライバシーを守り排泄に関する支援を行う。
- ③入浴により新陳代謝を促進し、筋肉の緊張や疲労を和らげるなど、心身の機能を高めるとともに清潔に保つことで感染症予防に努めます。また、入浴支援の際、身体の異変、皮膚疾患等の観察も注意して行い、必要に応じて本人や家族へ助言する。
- ④園芸作業を通して身体の動きをバランスよくリハビリし、また植物を育てる喜びを高め、ストレスの軽減に努めます。
- ④創作活動を通し情緒の安定と、様々な活動に取り組むことで各自の能力を伸ばせるように努め、「みんなアート展」に作品を出展することで意欲に繋げていきます。
- ⑤利用者のニーズに基づいた支援体制を整備し、土曜日の営業を行います。

ウ. 就労継続支援B型

- ①就労継続支援B型事業に求められるサービス内容を踏まえ、利用者のニーズや課題を的確に捉えた上で、個々に合った個別支援計画を作成します。
- ②利用者が安定して作業に取り組めるよう、製造工程や作業環境に配慮し、利用者一人ひとりの長所を伸ばせるような作業設定を行います。
- ③利用者自身が製造工程から販売の場まで含め、一人ひとりの携わる部分を大切にしつつ、地域のニーズに応えられるよう、生産量、販路の確保・拡大、新商品の開発等に努めていきます。
- ④業務改善、コスト削減により支出を抑え、生産量アップと販路拡大により、工賃向上に努めます
- ⑤ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りなが

ら職場実習の実施や求職活動の支援の実施を行います。また、利用者が計画に沿って実習ができるよう、実習の受け入れ先の確保を行います。

⑥工賃

- i. 「デイセンターばんせい」就労継続支援 B 型事業工賃規程に基づいて支給する。
- ii. 最低補償額 3,000円（月額）
平成28年度目標工賃 10,000円
- iii. 工賃向上計画に基づき、利用者工賃の向上に努める。

(3) 健康管理について

ア. 多機能型共通

- ①毎日のバイタルチェックの他、排泄記録などにより日常的な健康把握に努め、体調を崩したときには速やかに家庭に連絡します。
- ②利用者の家族との連携を図るとともに、医療機関との連絡調整を通じて健康管理のための適切な支援を行います。
- ③心身ともに健全な生活ができるよう日常の行動観察を強化し、異常の早期発見と不適応行動の予知に努めます。
- ④集団生活の中で起こりうる感染症には細心の注意を払い、罹患した場合は医師の指示のもと行政機関との連携を密にし、集団感染を最小限に止めるよう努めます。
- ⑤緊急時に備え、事故・急病対応マニュアルに沿って救命救急の訓練を行い、技術を習得し、利用者の安全管理に努めます。

イ. 生活介護

- ①利用者の加齢に伴ない起こりうる生活習慣病・身体機能の衰えの予防に努めます。
- ②手洗い・うがいの励行や必要な指導助言、体操、ウォーキングを実施して、疾病の予防に努めます。
- ③月1回口腔ケアを行い、歯や口の疾患を予防し、口腔の機能を維持することで、全身的な健康維持など QOL の向上に努めます。

(4) 食事提供について

- ①食事の提供は、応諾義務の原則を遵守し、利用者の希望に従い提供します。
- ②利用者の健康維持、増進を図るため栄養バランスの取れた食事を提供し、生活習慣病の予防に努めます。
- ③介護の必要な利用者に対して、食事の準備、介助及びその他必要な支援を行います
- ④利用者の嗜好、健康状態に考慮した献立を提供するため定期的に嗜好調査を行います。
- ⑤利用者アンケートや意見等をもとに新規食事メニューを考案し、行事食及び選択メニュー、バイキングを計画し飽きの来ない食事を提供します。
- ⑥利用者が食事を通して季節感や喜びを感じられるよう変化のある食事を心がけます。
- ⑥食品衛生に細心の注意を払い、衛生的で安全な食事を提供するように努めます。

(5) 環境整備・安全管理

ア. 環境整備

- ①清潔・快適・安全な環境で生活するために、事業所内外の整理整頓、清掃に努め、利用者に快適な生活環境を提供します。
- ②修繕・修理の必要な箇所については迅速に対応します。

③今年度は以下のような整備、新規購入を予定しています。

- ・パーテーション
- ・大型加湿器
- ・冷蔵庫

イ. 安全管理

- ①危険箇所のチェック・改善等を行い、安全な環境づくりに配慮する。
- ②事故が起こった場合は必ず事故報告書に記録し、事故状況について職員間で情報共有を図るとともに、事故原因を分析することにより今後の事故防止に役立てます。
- ③ヒヤリハット報告書を活用し、事故につながる事例の収集を行い、事故防止に役立てます。
- ④災害・防災マニュアルに則り消火訓練・地震時訓練・避難訓練を実施します。

(6) 地域及び家族との連携

ア. 地域との連携

- ①社会資源としての事業所として地域社会に貢献できることは何かを常に考え、地域社会から信頼される事業所を目指します。
- ②実施機関との連携を深め、受給者証を始めとして、制度利用については情報を的確にやり取りし、利用者の不利を招かないようにします。

イ. 保護者との連携

- ①本人・保護者・事業所は三位一体であるとの観点から、保護者との連携を十分に図ります。
- ②利用者の事業所での様子は日々文書や電話で家庭に伝え、また、家庭通信（年3回）を送付します。
- ③個別懇談（年2回）、保護者参加行事を設け、本人・家族の意見、要望等を聴く機会とし、可能な限り個別支援計画に反映させます。

(7) 経営について

近い将来予想される修繕及び備品購入費等に備え、積立を行います。また、日々の必要物品の購入、水道光熱費等のランニングコストの削減をし、安定した経営が保たれるよう努めます。

①収入について

主な収入は自立支援給付費であり、収入の増加には高位安定した通所率が必要です。通所率の高位安定を目指し、収入の増加及び安定に努めます。

- ②必要経費について、計画的執行を行い、削減に努めます。また、物品購入については、市場調査等を行い、安価で良質な物等の購入ができるよう努めます。

地域支援センターらいふ事業計画

平成18年度の準備室開設から今年で10年が経過しようとしています。その間、目まぐるしく『地域支援センターらいふ』を取り巻く社会環境が一年一年と変わり、通勤寮の廃止、グループホーム・ケアホームのグループホームへの一元化、事業所の名称の変更、各種加算の見直し、とりわけ今年度の夜間支援体制加算の見直し等、厳しい内容が含まれていたことは承知のとおりだと思います。そうした中で『らいふ』は、利用者40名から90名、職員・世話人9名から30名、ホーム数6ヶ所から18ヶ所、と

いうように現在の大きな組織機構体制に至って来ました。そのような変動に追い打ちを掛けるように、消防法と建築基準法の改定によるグループホームへの設備設置義務は強化され続けられ、その都度対応を迫られ、又迫られている状況です。例えば、誘導設備の設置（平成27年まで）、自動火災通報装置の設置（平成30年度まで）、スプリンクラーの設置等、こうした一連の事柄は、法人の将来構想との兼ね合いの中で近い将来の、ホーム設備の改善、夜間支援体制の導入の必要性が見込まれる状況であると考えます。これに伴い、今年度の将来構想委員会によるある程度の将来構想が決定されていますので、『地域支援センターらいふ』においても今後の将来構想に基づいて、来年度は、定員増を含めた新たな組織体制の構築、グループホーム設置への検討が必要な時期として位置付けられていると考えています。

又、施設による高齢者・障害者・子供への虐待が全国的に増加しています。当然『らいふ』においても、虐待は犯罪行為である、刑事罰の対象となる、民事訴訟にもなる、ということ、世話人を含めた職員全体への徹底した施設内研修を実施した上で、虐待防止策の検討が必要であると考えます。同時に25年6月に成立した障害者差別禁止法、まだ施行されていませんが、新年度早々施行されますので、この法についても、絶対に差別をしてはならない、人権を尊重する、といった施設内研修による、差別禁止防止策の検討も必要であると考えます。

最後に、第三次安倍自民党政権において、アベノミクス等、経済政策は一応の成果を上げつつあり、デフレ解消の出口が見えきていたと言われて来ましたが、今年に入ってからの日銀のマイナス金利による諸銀行の金利引き下げ、原油の値下げ、そして消費税の10%への引き上げも来年度内更に検討される、と考えますと平成28年度の『地域支援センターらいふ』の置かれている障害者福祉の環境はけっして安楽なものと考えすることは出来ず、その反対に却って真に厳しい状況だと考えられます。この10年以来、何かにつけ地域社会を志向する考え方が主流を占めていますが、高齢化の波は間違いなく押し寄せて来ます。そして津波になった時・・・その時いったい何が必要なのか？以上簡単なが福祉を取り巻く状況を私見を入れ述べて来ました。まだまだ不確定要素を排除し切れずにいるのが、今と来年度のそして今後の状況だと考えます。その為にも、今のうちに真の「人間思想」の構築が必要であると考えます。

基本方針

平成28年度の『地域支援センターらいふ』は、現段階で利用者の若干の移動がありますので、先に利用者の移動について述べていきます。退居者は2名（男性1、女性1）、女性は2月一杯、男性は3月一杯の予定です。そして3月中旬に中札内高等養護学校女子卒業生1名が入居、新年度前半に同じく男子卒業生1名が入居の可能性があります。新年度当初は87名（男性61、女性26）からの出発です。

組織体制は、来年度も今年度同様、ホーム数は18カ所、事務所1カ所の構成で、ホームは利用者の生活の場として、事務所は利用者への支援・援助の拠点の場所として、地域社会の中に位置しており多種多様な利便性があります。利用者の定員は90名、職員数は30名（男性5名、女性25名）で、現行通りでスタートする予定です。

今年度は、老朽化の激しい住宅もあり、又年々生活環境としては厳しくなっているホームもありましたので、賃貸新築住宅2棟に転居致しました。又、消防法の改定により誘導灯の設置義務が今年度中となっていることからホーム10棟に随時、家主との相談のもとで、設置を進め、今年の2月で工事を終えました。なお自動火災通報装置の設置については平成30年3月までなので、3年間の猶予があります。スプリンクラー

についても同様です。

又、将来構想委員会による構想の状況次第では、組織体制（1課1係2班）、旧ポラリス跡地でのグループホームの建設、夜勤体制等、検討して行く余地があると考えます。

就労者の送迎に関しては、今年度同様で、マイクロバスは西帯広方面の送迎に、小型車・ステップワゴン・職場借用のハイエースは東土狩、東音更方面の送迎に、送迎外では利用者の通院・買い物・外食等を加えますと常時フル活動に近い状況にあります。また職場から借用しているハイエースについては老朽化が目立っていますが、フル活動している現況を考慮すると借用は継続していかなければならない状況ですが、継続は無理なようで、耐用年数も考慮して新年度早々、10人乗りハイエースの購入を実行したいと考えます。来年度も運転する者に対する、安全を最優先にした運転の徹底化を図っていく事が必要だと考えています。

虐待防止に関しては、事業計画、会議、打ち合わせ、研修等で何度も周知徹底を図っている所です。来年度も周知徹底を図り、絶対に障害者の虐待はしないと強い意志を職員、世話人共々育てて行くつもりです。また機会があれば積極的にどしどし虐待講習に参加させたいと考えます。新年度施行される障害者差別解消法についても同様です。

体験利用については、来年度も引き続き、利用者の入居希望・要望がある限り行い、少しでも『らいふ』に慣れてもらい、かつての通勤寮が備わっていた短期的な機能を果たしていきたいと思えます。

又、利用者の安全・安心に関しては、防災・防火対策の必要性が、現在以上に重要視されてる傾向が見られています。『らいふ』においても高齢者・重度者のホームも数カ所あり、いざという場合を想定しスプリンクラー設置等考慮に入れた仕組みを検討していかねばならないように考えています。

以下具体的主針項目を下記に記載致します。

具体的主針項目

- ①利用者の実態・状況、ニーズ等を配慮し、安心・充実・満足の生活環境を保障し、支援・援助体制の充実に努めます。
- ②利用者一人一人が、さらに活動力を高めるため、職場・日中活動先事業所等の適応能力を常に配慮し、日中活動の継続・維持に努め、職場・日中活動先事業所、関係機関との連携・協力を推し進めます。
- ③支援員、世話人の支援・援助体制及び内容の充実に努めます。
- ④利用者の安定・充実した地域生活維持・継続に向けての運営基盤の構築に取り組みます。
- ⑤利用者の安心・安全の為に、特に高齢の利用者の防災・防火対策の充実に取り組みます。
- ⑥利用者の人権及び権利を遵守する為に、虐待防止及び差別禁止の啓蒙と研修に努めます。

具体的内容

組織体制について

- ①来年度も、原則として今年度同様1課1係2班体制のもとで、支援体制の充実に努めていきます。又、将来構想、その他諸状況次第によっては、柔軟に対応していきたいと思えます。
- ②新年度、中札内高等養護学校卒業生女子1名を受け入れる予定でいます。又、らいふ男性利用者1名、女性利用者1名は退居になりますので、来年度早々は現員87名（男性61名、女性26名）となる予定でいます。

支援職員の勤務体制について

- ①来年度も、今年度同様に、職場送迎や夜間の通院等行います。定期訪問についても、同様に基本的にホーム1ヶ所の訪問と致します。来年度においても、より効果的な訪問にする為に、訪問の頻度や時間の調整を行い、月間の予定に反映していくつもりでいます。
- ②来年度も、土・日曜日・祭日2名体制を維持致します。
- ③今年度より遅番の休憩時間確保の為に勤務時間が変更になりました。これにより反面、業務と休憩の区別がつきにくい状況も発生しましたが、来年度は休憩室等の専用スペースを確保する等の何らかな方策が必要だと考えます。
- ④勤務時間帯については、今年度同様に現状維持と致します。

支援職員の役割分担について

- ①今年同様、各ホームの担当割りを継続します。職員と世話人の連絡体制の一層の充実に努めると共に、職員・世話人の協力関係の充実に図ります。又ホームの会計・経理を担っている世話人に対して的確に助言・援助を与えます。支援員の会計・経理についても同様です
- ②今年同様、職員の他の業務についても担当制を取り入れます。主な内容は、地域生活者の支援、スポーツフェスティバル・夏まつりの担当、日用品・事務用品の担当、訪問カリキュラムの担当、等々です。

緊急時の対応について

- ①休日・夜間の対応については引き続き勤務者、各ホームの担当者・世話人・係長・課長・所長との連携をとりながら、スピーディーに対応していきます。又、保護者・利用者から直接担当者に連絡が入る場合等の素早い対応の充実に図ります。
- ②災害、特に火災に対して夜間防災体制の充実に図るために、より一層支援員・世話人・利用者の啓蒙及び避難訓練の充実に努め、安全の確保と致します。
- ③各ホームに対しては、安心・安全を確保し対応していく為に、設備の改築等を視野に入れ対処していきたいと思えます。今年度は、誘導設備の設置を実施しました。

生活・健康支援について

- ①利用者の健康管理の積極的な充実に図ります。（通院、服薬の管理、指示薬の治療等）
- ②利用者の健康に関しては、日頃の健康チェックと定期受診、健康診断等上手に活用し、さらに充実した健康管理の維持に努めていきます。
- ③感染症（ノロ、インフルエンザ等）の予防の徹底化を図って行きたいと思えます。

日中活動・就労支援について

- ①就労支援に関しては、ホームへの定期訪問、相談支援を通して、状況把握に努め、安定就労の確保、継続につなげて行きます。
- ②失職者については、利用者の状況を考慮し、職場開拓に努めます。
- ③日中活動先（職場を含む）との連絡を密にして、利用者個々の活動状況を把握し、安定化に努めます。又高齢化により退職した利用者には、本人に応じた日中活動先を開拓致します。

送迎について

- ①現在37名の利用者の送迎を実施しています。主に西帯広、東土狩、東音更方面で、来年度も同様です。今年度に引き続き、新年度も支援員のみならず、世話人共々、道路交通法を遵守して、交通安全に努め、絶対に事故を起こさないように、常日頃から指導していきたいと思えます。又送迎ルート、時間の見直しについては、状況に合わせて随時行っていきます。

- ②利用者の職場から借用しているハイエースについては老朽化が激しく、会社としては今年の12月で廃車するとの意向ですので、新年度早々10人乗りハイエースの購入を計画致します。車両購入の予算計上を致します。

世話人について

- ①月1回の世話人会議を通して、共通の話題を提供し、同じ認識のもとに実践していけるように努めます。又世話人の資質向上の為に、積極的に各研修会・研究会に参加させる機会を多く持つように努力していきます。
- ②世話人の待遇に関しては、委託料の差が不公平感を増長する傾向にあるために、必要に応じて業務の見直し・勤務年数等を考慮に入れて、格差の是正に努めて行きます。
- ③ホームは密室に近くなる為、虐待が起きやすいと言われるので、引き続き世話人会議の際、虐待防止に関する短時間的な研修を実施致します。
- ④世話人の処遇改善・雇用形態の見直しを図り、現状にあった世話人体制を検討します。

その他について

- ①地域生活者に関しては、現在6名程サポートしている状況です。来年度も引き続き定期の訪問、通院の引率等、実施しますが、今年度は音更町社会福祉協議会が委託を受けている『日常生活自立支援事業』への橋渡しを検討し2名の手続きを始めましたが、道社協より事業の対象外との見解が下りました。今後は成年後見制度の活用も含めながら検討していきたいと思えます。
- ②新年度も利用者の人権及び権利を遵守する為に、事業所内において虐待防止、差別禁止の研修を実施します。

※以上、来年度の事業計画の骨子と致します。終わりに、グループホームは消防法、建築基準法の上では福祉施設として扱われています。障害者総合支援法では住居と表されています。「住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること。とされています。」安心安全を高めることは大変重要なことですが、地域の中で暮らすということを忘れてはいけないと思えます。世の中で起きている問題は、グループホーム利用者にも起こりうるということを念頭において置くことが大切だと思えます。